

【新型コロナウイルス】 7月2日開催の国家内閣で合意された国家計画

2021年 7月 6日
在ブリスベン総領事館

- 7月2日に開催された国家内閣 (National Cabinet) において、国家内閣は、豪州のコロナ対応を移行していくため、ワクチン接種の状況に応じて4段階で構成される国家計画を策定し、各段階への移行は今後示されるワクチン接種規準値の達成によって判断されるという原則に合意しました。
- 国家内閣は、現在の到着者数の上限を、一時的に50%削減することに合意しました。
- 連邦保健大臣が、COVID ワクチン接種の副反応による被害補償・医療従事者免責制度創設について発表しました。

7月2日(金)に開催された国家内閣 (National Cabinet) において、国家内閣は、全豪のコロナ対応を、現在のワクチン接種が行き渡る前のものから、ワクチン接種完了後のものに移行させていくため、4段階で構成される国家計画を策定し、各段階への移行は今後示されるワクチン接種規準値の達成によって判断されるという原則に合意しました。

国家内閣後に発表されたモリソン首相メディア・ステートメント原文については以下のURLをご覧ください。

<https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-statement-6>

1 全豪のコロナ対応を移行していく為の国家計画 (National Plan to transition Australia's National COVID Response) における各4段階の主な内容

(原図(英文): <https://www.pm.gov.au/sites/default/files/media/national-plan-to-transition-australias-national-covid-19-response-july-2021.pdf>)

- A 現在の段階(Current Phase)ーワクチンを接種し、準備し、そして試行する
- 市中感染を最小限に抑える目的でウイルスの抑制を継続：必要数の適切なワクチンをできるだけ早く接種する機会を提供するために、ワクチン接種計画を実行する；外出制限措置(lockdown)は最後の手段としてのみ執られる。
- B ワクチン接種完了後の段階 (Post Vaccination Phase)
- COVID-19に伴う重篤な病気及び入院から死に至る状況を最小限に抑えるよう努める：外出制限措置や州境制限等において、ワクチン接種済み住民への制限を緩和する；入院から死に至る状況の拡大を防ぐためという極限的な状況においてのみ、外出制限措置を執る。
- C 統合段階 (Consolidation Phase)
- 他の感染症に対する公衆衛生上の管理と同様に、COVID-19を管理する：外出制限措置は執らない；ワクチン接種済み住民を、国内の全ての制限から免除する；ワクチン接種済み帰

国者数の上限を廃止する。

D 最終段階 (Final Phase)

○他の感染症に対する公衆衛生上の管理と同様に、COVID-19 を管理する：ワクチン接種済みのすべての到着者に対する受入れ数制限を撤廃し、隔離なしでの入国を認める；搭乗前及び到着時感染検査（陰性）を条件に、ワクチン未接種者の受入れ数制限なしの入国を認める。本国家計画の詳細（日本語）については以下の URL をご覧ください。

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus06072021_02attachment.pdf

2 国際旅客の到着上限

(1) 国家内閣は、デルタ株ウイルスによるリスクの高まりを踏まえ、隔離施設への負担増大を軽減するため、国際線乗客到着数を、現在の上限から一時的に 50%削減することに合意した。合意内容は以下のとおり。

○7月14日（水）の午前0時01分までに開始し、8月31日まで継続する。

○8月末までに国家内閣がレビューし、その後も本年末まで定期的にレビューする。

(2) 国家内閣は、引き続き帰国する豪州人が優先されることが本件合意内容に含まれることについて、意見の一致を見た。

3 COVID-19 ワクチン接種の副反応による被害補償制度創設

7月2日、連邦保健省は、COVID-19 ワクチン接種の副反応に対する被害も補償し、同時に医療従事者を免責する制度を設ける旨のプレスリリースを発表しました。制度の詳細は今後発表される見込みです。同プレスリリース（英文のみ）については以下をご覧ください。

<https://www.health.gov.au/ministers/the-hon-greg-hunt-mp/media/covid-19-indemnity-scheme-to-protect-health-professionals-and-patients>

4 豪州における新型コロナウイルス関連の政策等については、以下の連邦政府及びクイーンズランド(QLD)州政府の関連HP等をご覧ください（一部日本語あり）。

○連邦政府 COVID-19 専用サイト

<https://www.australia.gov.au/>

○連邦内務省 COVID-19 関連サイト

<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

○連邦内務省 COVID-19 関連サイト（日本語）

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

○連邦保健省 COVID-19 関連サイト

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

○連邦保健省ホームページ（COVID-19 ワクチン情報）（英語）

<https://www.health.gov.au/initiatives-and-programs/covid-19-vaccines>

○連邦保健省ホームページ（COVID-19 ワクチン情報）（日本語）

<https://www.health.gov.au/node/18257>

○QLD 州政府 COVID-19 専用サイト

<https://www.covid19.qld.gov.au/>

○ QLD 州政府 COVID-19 ワクチンに関する総合ページ

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/protect-yourself-others/covid-19-vaccine>

○QLD 州におけるワクチン接種計画（Queensland Rollout）

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/protect-yourself-others/covid-19-vaccine/rollout>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい（部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1社1冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい）。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html